

第 20 回郡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
～郡山市新しい生活様式推進本部会議～

次 第

日 時：令和 3 年 8 月 5 日（木） 20:00～

場 所：特別会議室

1 開 会

2 議 事

- （１） 福島県まん延防止等重点措置等について
- （２） 新型コロナウイルス感染症患者の状況について
- （３） その他

3 市長指示

4 閉 会

福 島 県

新型コロナウイルス感染症

非常事態宣言

(令和3年8月8日～31日)

福島県まん延防止等重点措置等

県内の急激な感染拡大により、病床使用率の上昇等、医療提供体制のひっ迫が深刻となっています。これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

	まん延防止等重点措置	重点措置以外の区域における対応(県の独自対策)
区 域	いわき市【重点区域】	その他の地域
期 間	令和3年8月8日(日) ～8月31日(火)	令和3年8月8日(日) ～8月31日(火)
適 用	特措法第31条の6 第1, 2項、 第24条第9項	特措法第24条第9項

令和3年8月5日
福島県コロナウイルス感染症対策本部

県民の皆様へのお願い

内 容

○夜8時以降、飲食店等にみだりに出入りしないでください。【いわき市】
(特措法第31条の6第2項に基づく要請)

○感染リスクの高い行動は控えてください。

- ・不要不急の外出は自粛してください。
- ・外出する必要がある場合でも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は控えてください。
- ・都道府県をまたぐ旅行・帰省等は、原則、中止・延期してください。
- ・路上や公園等での屋外での集団の飲食・飲酒は控えてください。
(特措法第24条第9項に基づく要請)

○基本的な感染対策を徹底してください。

- ・3つの密を徹底的に避けてください。
- ・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒等による手指消毒」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底してください。
- ・会食等は、感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、いつも一緒にいる人で行ってください。
(特措法第24条第9項に基づく要請)

いわき市
(重点区域)
・
その他の
地域

飲食店等の皆様へのお願い

内 容

いわき市

(特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく要請)

- 営業時間を短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)**してください。
- 酒類の提供の自粛(終日)**をしてください。
- カラオケ設備の利用の自粛(終日)**をしてください。※飲食を主な業としている店舗
- 特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。**
 - ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
 - ・入場者の感染防止のための整理及び誘導
 - ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - ・手指の消毒設備の設置
 - ・事業所の消毒
 - ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
 - ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(退場も含む)
 - ・施設の換気を行う
 - ・アクリル板等の設置又は1m以上の距離の確保
- ◆業種別ガイドラインを遵守する(法第24条第9項)

【対 象】食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗

【営業時間の短縮に応じていただいた場合】協力金を支給(1日当たり3万円～(売上高に応じて))

■相談窓口 いわき地区協力金コールセンター 電話024-521-8562(受付時間9時～17時)

◇まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金については <https://ichijishienkin.go.jp/>

その他の地域

(特措法第24条第9項に基づく要請)

- 営業時間の短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)**をしてください。
(酒類の提供は、午前11時～午後7時)
- 店舗や施設の**感染防止対策を徹底**してください。(業種別ガイドラインの遵守)

【対 象】食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗のうち以下の店舗

・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店

【営業時間の短縮に応じていただいた場合】協力金を支給(1日当たり2.5万円～(売上高に応じて))

■相談窓口 協力金コールセンター 電話024-521-8575(受付時間9時30分～17時30分)

全地域

上記以外で本措置により影響を受けた中小法人等に一時金を支給します。

■相談窓口 一時金コールセンター 電話024-521-8572(受付時間9時30分～17時30分) 19

飲食店以外の(延床面積1,000㎡超の施設) 事業者の皆様へのお願い

内 容

(1,000㎡以下の施設につきましても、感染防止対策の徹底等にご協力ください)

○営業時間を短縮(午後8時まで)してください。
(イベント開催の場合は午後9時まで)

【対象】 詳細は次ページのとおり

【営業時間の短縮に応じていただいた場合】

協力金を支給(1,000㎡当たり20万円×時短割合(1日当たり))

※協力金の対象となるのは、次ページの特定大規模施設です。

(延床面積1,000㎡超 特措法第24条第9項に基づく要請)

いわき市

(特措法第24条第9項に基づく要請)

○店舗や施設の感染防止対策を徹底してください。

- ・入店時や施設内における適切な距離の確保など、利用者の整理・誘導を行ってください。
- ・発熱している方や理由なく感染対策を行わない方の利用を避けてください。
- ・適切な座席間隔の確保など、店舗内の感染防止策を徹底してください。
- ・従業員や利用者の手指消毒やマスク着用の徹底を促してください。
- ・店舗内の消毒や換気を徹底してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

(協力要請の対象施設)

特定大規模施設（1, 0 0 0 m²超の施設）

施設の種類	施設例
映画館等	映画館、プラネタリウム
商業施設	ショッピングセンター、ホームセンター等【生活必需物資売場を除く】
遊技場	パチンコ店、ゲームセンター等
屋内運動施設	スポーツクラブ、ボーリング場等
サービス業	ネイルサロン・スーパー銭湯等【生活必需サービスを除く】
飲食店向け時短協力金の対象となる店舗を除く遊興施設	個室ビデオ店、カラオケボックス等

イベント関連施設（1, 0 0 0 m²超の施設）

施設の種類	施設例
劇場等	劇場、観覧場、演芸場等
集会・展示施設	集会場、展示場、貸会議室
ホテル等	ホテル等（集会の用に供する部分に限る）
屋外運動施設	野球場、ゴルフ場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場等
遊技場	テーマパーク、遊園地
博物館等	美術館、水族館、記念館等

【重点措置区域内の県有施設について】 営業時間短縮の要請の対象となる施設は、原則休業の方針とします。21

イベント等を開催する事業者の皆様へのお願い

○イベント等の開催に当たっては、**業種別ガイドライン**を遵守し、**感染防止対策を徹底**してください。

- ・発熱している方や正当な理由なく感染対策を行わない方の入場を避けてください。
- ・参加者間の適切な間隔の確保、スタッフや参加者の手指消毒やマスク着用の徹底、会場内の消毒や換気など、感染防止対策を徹底してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○広域な移動を伴うイベント、または参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合は、**県に事前に相談**してください。

■ 電話 0 2 4 - 5 2 1 - 8 6 4 4 (受付時間9時～17時)

■ 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部 イベント相談窓口

○以下の要件に従った開催にご協力ください。

人数上限		開催時間
大声での歓声・声援がないことを前提に開催するもの ○クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、講演・式典、展示会等 ○飲食を伴わないもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの ○ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブ等でのイベント等	午後9時まで (全地域)
収容定員の100%と5,000人のいずれか少ない方を上限	収容定員の50%と5,000人のいずれか少ない方を上限	

(特措法第24条第9項に基づく要請)

全ての事業者の皆様へのお願い

○職場内の感染防止対策を徹底してください。

- ・従業員等の手指消毒やマスク着用の徹底、職場内の消毒や換気など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
- ・従業員等の出勤時の健康チェックを徹底してください。
- ・休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで居場所の切り替わりに注意してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、人と人との接触機会の低減にご協力ください。

※できる限り、「出勤者数の7割削減」に努めていただくようお願いします。

○出張や会議等を減らすなど、できる限り、外出機会の低減にご協力ください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

大学・専門学校等の皆様へのお願い

感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底してください。

(感染リスクの高い活動の例)

- 感染防止対策が徹底できないサークル活動
- 大人数での懇親会 など

小・中・高等学校の皆様へのお願い

感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染防止対策を徹底してください。

医療機関、高齢者、障がい(児)者施設の皆様へのお願い

感染防止対策に見落としがないか、改めて確認してください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

郡山市の新型コロナウイルス感染症患者の状況

2021.8.5公表分(8.4判明分)まで

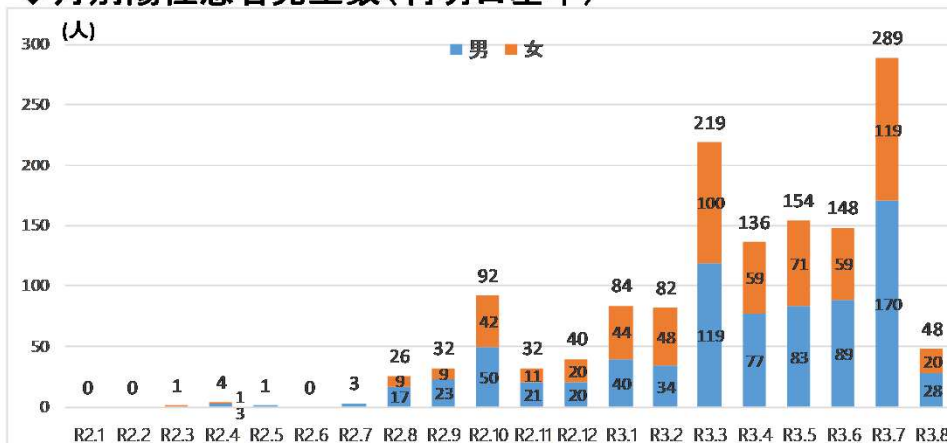
◆陽性患者の状況

陽性患者							
1,391	男女別		入院中	入院調整中	宿泊療養中	自宅療養中	退院
	男	女					
	778	613	119	0	41	25	1,206

※入退院情報は速報値。

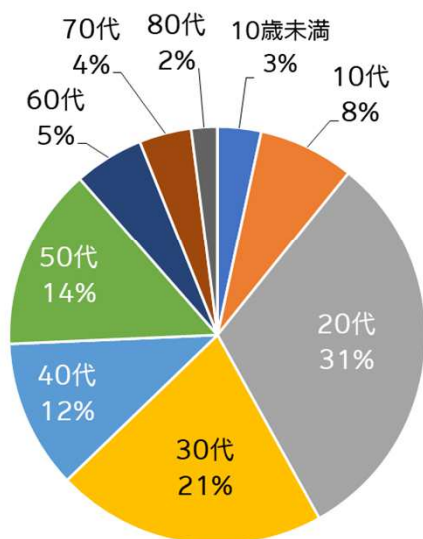
平均入院期間 ※入院勧告の期間(退院者のみ)	11.6 日
---------------------------	--------

◆月別陽性患者発生数(判明日基準)

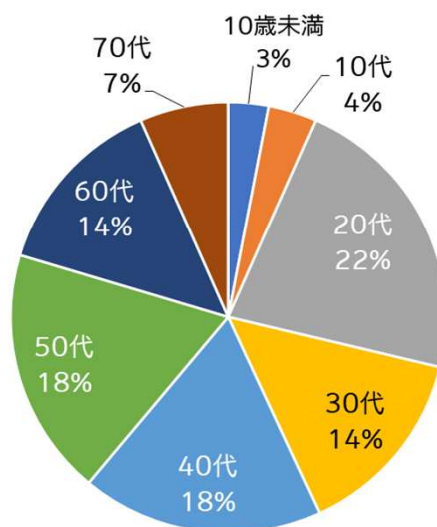


◆年代別感染者の推移

6月

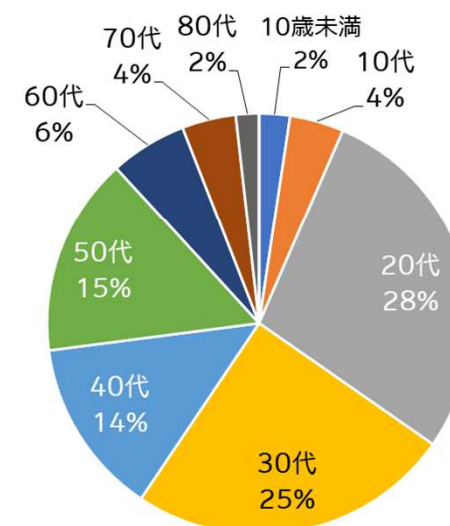


7/1~7/25



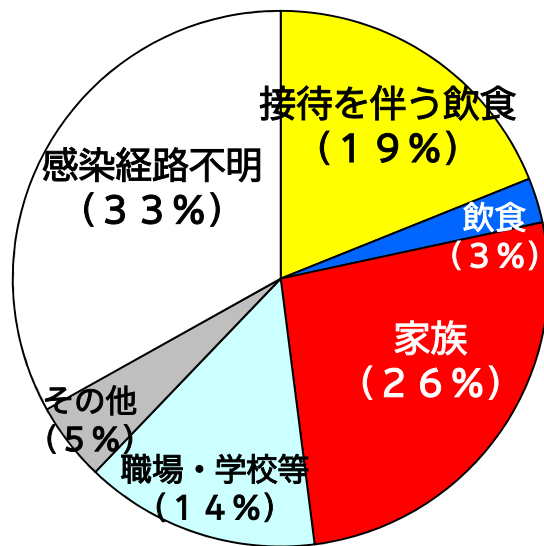
感染症集中対策

7/26~8/4

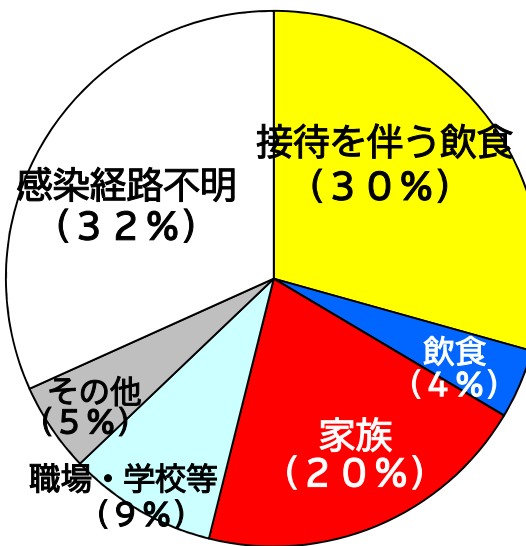


郡山市内の新型コロナウイルス陽性者 感染源の状況(6月以降)

6月

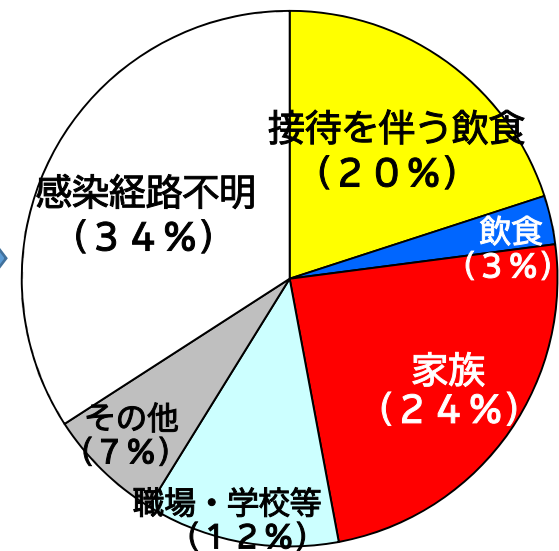


7月1日
～7月25日



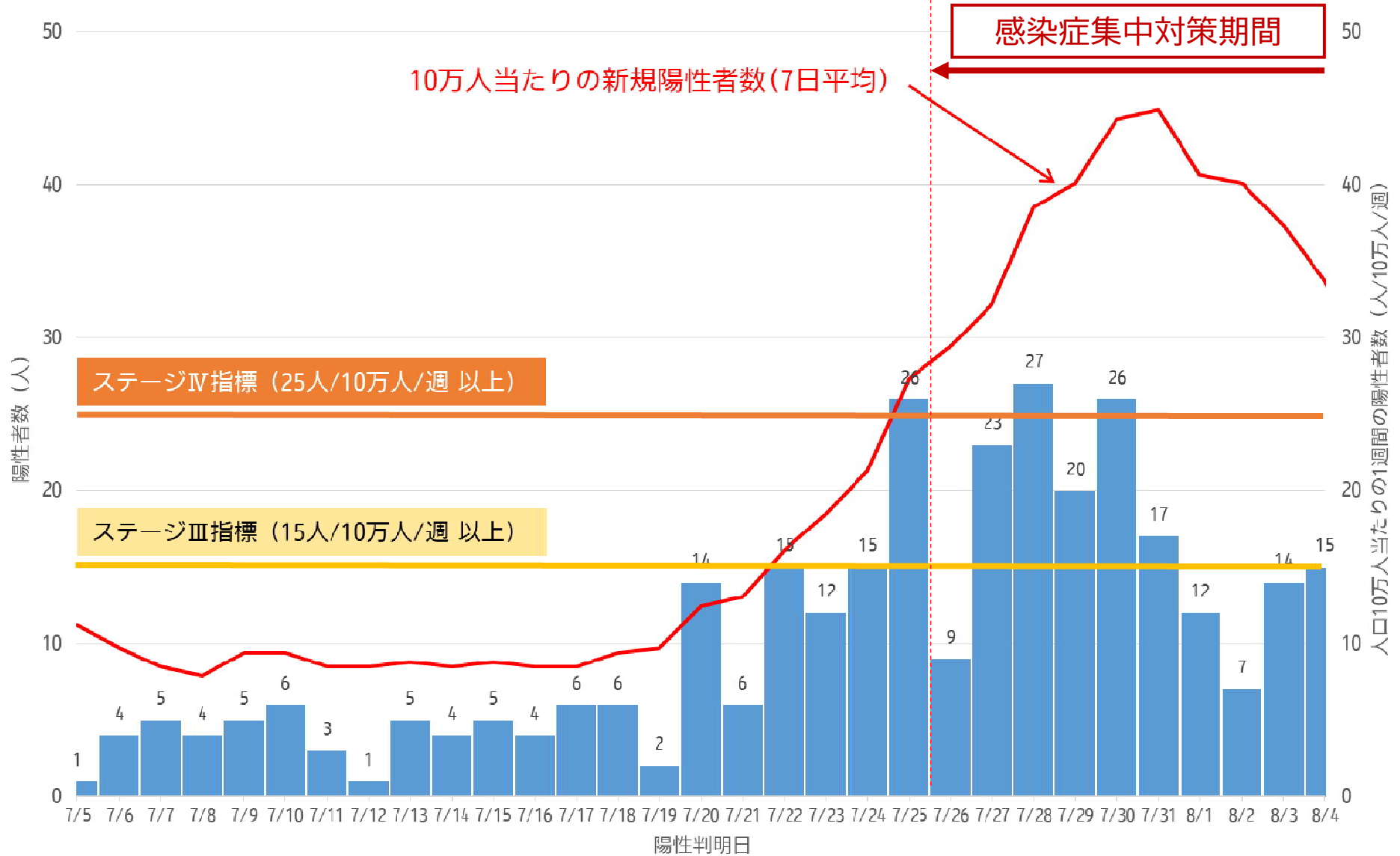
感染症集中対策

7月26日～



2021年8月4日現在

陽性者発生状況【直近1ヶ月】



感染状況に係るモニタリング指標

8月4日現在

	監視体制	感染の状況		確保病床の使用率
	P C R 検査 陽性率	新規陽性者数 (人口10万人あたり)	感染経路 不明割合	
郡山市の現状 (7/29~8/4)	3.2 % (111件 / 3482件)	33.70 人 (111人 / 329,400人)	35.1 % (39件 / 111件)	—
福島県の現状 (8/3現在)	5.5 %	33.42 人	37.8 %	77.4 %
ステージⅢ	5 %以上	15 人以上	50 %以上	20 %以上
ステージⅣ	10 %以上	25 人以上	50 %以上	50 %以上

時短要請期間中の飲食店等への働きかけ（見回り）活動について

1 目 的

「郡山市における新型コロナウイルス感染症集中対策」（令和3年7月24日 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部）において事業者（店舗）に対して要請した営業時間短縮への協力状況の確認等を行うもの。

2 対象地域

郡山市全域

3 対象店舗

食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた次の店舗 約1,800店舗

・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店

（参考）前回用要請時（R3.5.15～5.31）の見回り店舗数 1,838店舗

4 実施期間

令和3年7月27日（火）～8月15日（日）

※時短要請期間 7月26日（月）午後8時～8月16日（月）午前5時

（午後8時から午前5時までの時間帯の営業自粛、酒類の提供は午前11時から午後7時まで）

5 実施方法

（1）実施体制

県職員及び市職員で班編成し、協力状況を確認するため営業自粛を求めた20時以降に訪問（駅前・朝日地区以外は18時以降に実施）

（2）実施内容

営業時間短縮への協力状況の確認と20時以降も営業している非協力店舗に対しては、チラシを配布し、協力を依頼。

6 活動実績

日程	地区	訪問件数
7月27日（火） ～28日（水）	駅前・朝日	610件
7月29日（木） ～8月4日（水）	市内一円 （駅前・朝日の再訪問を含む）	1,097件
8月4日活動分までの計		1,707件

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「時短営業要請」です。

飲食店の皆さまへの お願い

対象地域：郡山市全域

- ・ 営業時間の短縮に御協力願います。
- ・ 営業は午後 8 時までとしてください。
(酒類の提供は午後 7 時までとしてください。)

※ ただし、宅配・テイクアウトサービスなどは除きます。

【期間：令和 3 年 7 月 2 6 日（月）から
令和 3 年 8 月 1 5 日（日）まで】

新型コロナウイルス感染再拡大防止のため、アクリル板を用いた仕切りの設置または最低 1 m の間隔を空けたテーブル・座席の配置など、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底をお願いします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（時短協力金）

営業時間の短縮に応じていただいた飲食店等を対象に協力金の制度を設けています。（1 日当たり 2. 5 万円～（売上高に応じて））

[新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に関するホームページ]

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/kyoryokukin-koriyama.html>

問い合わせ窓口：福島県協力金コールセンター

TEL：0 2 4－5 2 1－8 5 7 5（受付時間 9 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分）

福島県

令和 3 年 7 月 2 6 日

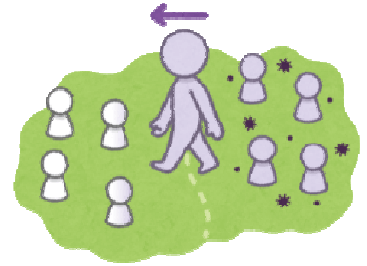
夏休み期間に向けた感染対策

現在、ワクチンの接種がかなりのスピードで進んでいる一方、大都市を中心に感染が急拡大しています。

7月から8月下旬にかけての2か月は、連休、夏休み、お盆などが集中するため、感染拡大を何としても抑える必要があります。

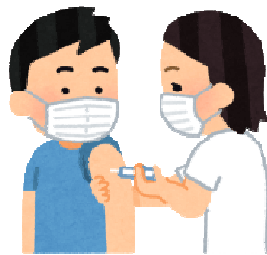
これまでの基本的な感染防止策に加え、引き続き、夏休み期間における対策の強化・徹底をお願いします。

連休、お盆の県をまたぐ移動は慎重に
やむを得ず移動する場合は、小規模・分散型で



家族や同居者以外との大人数・長時間の集まりや
会食は控えて

2回目のワクチン接種を終えた人と会う場合も
2週間前から感染予防・体調管理に注意



手洗い・マスク・三密を避けるなどの
基本的な感染防止対策を徹底

マスクの正しい着用

- マスクを鼻にすき間なくフィットさせ、しっかりと着用してください。



こまめな手洗い・手指消毒

- 共用物に触った後、食事の前後、公共交通機関の利用後などは必ず手洗い・手指消毒をお願いします。

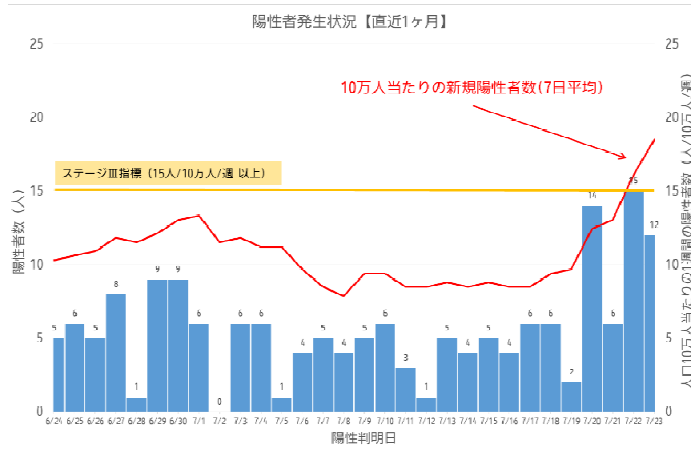


郡山市新型コロナウイルス感染者の発生状況

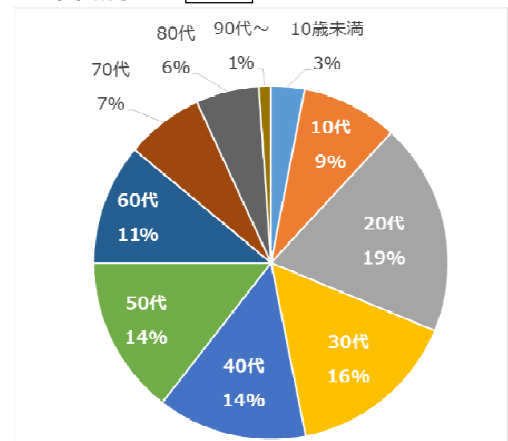
郡山市においては、1週間当たりの新規陽性者数が7月18日以降上昇に転じ、「人口10万人当たりの新規陽性者数(1週間)」の指標がステージ3(15人以上)を超えるなど、**感染者が急増**しています。

7月に入り飲食店等でのクラスターの発生や**デルタ株の主要変異である「L452R」が確認**されるなど、**県内の広範囲に感染が拡大し、医療提供体制がひっ迫する状況が懸念**されることから、市民の皆さま、事業者の皆さまにおかれましては、「郡山市における新型コロナウイルス感染症集中対策」への御協力をお願いします。

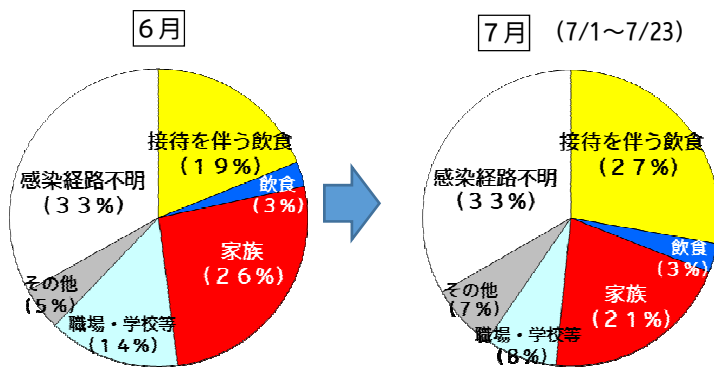
発生状況(日別)



年代別 7月(7/1~7/23)



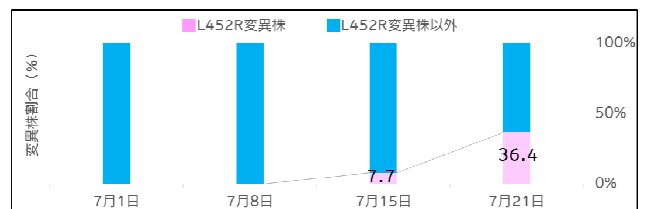
感染源分類



「L452R」変異株スクリーニング検査

検査機関：郡山市保健所

公表日	検査対象期間	検査件数	変異株件数	変異株割合(%)
7月21日	7/16~7/20	11	4	36.4
7月15日	7/8~7/15	13	1	7.7
7月8日	7/1~7/7	8	0	0
7月1日	6/24~6/30	16	0	0
合計		48	5	—



郡山市における新型コロナウイルス感染症集中対策

令和3年7月24日 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

郡山市民の皆さまへのお願い

■期間 7月26日(月)~8月15日(日)

不要不急の外出自粛

郡山市の事業者の皆さまへのお願い

■期間 7月26日(月)午後8時~8月16日(月)午前5時

午後8時から午前5時までの時間帯の営業自粛
(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)■対象 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた次の施設
・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店

■地域 郡山市全域

■協力金 時短営業に御協力いただいた場合、**協力金**を支給
(1口当たり2.5万円~(売上高に応じて))

■問い合わせ窓口

福島県協力金コールセンター

電話：024-521-8575 (受付時間9時30分~17時30分)

その他の対応

○大学・専門学校

感染リスクの高い活動(例：感染防止対策が徹底できないサークル活動、大人数での懇親会など)を抑えるよう、学生への注意喚起の徹底をお願いします。

○小・中・高等学校

感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染防止対策の徹底をお願いします。

○医療機関、高齢者・障がい(児)者施設

感染防止対策に見落としがないか、改めて確認をお願いします。

～ 商業施設等の管理権原者の皆さまへ ～

「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解（令和2年3月9日及び3月19日公表）では、集団感染が確認された場所で共通する3条件が示されています。新型コロナウイルス感染症厚生労働省対策本部では、この見解を踏まえ、リスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」を改善するため、多数の人が利用する商業施設等においてどのような換気を行えば良いのかについて、有識者の意見を聴取しつつ、文献、国際機関の基準、国内法令基準等を考察し、推奨される換気の方法をまとめました。

専門家検討会の見解（抄）

クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- ① 換気を励行する：換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- ② 人の密度を下げる：人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- ③ 近距離での会話や発声、高唱を避ける：大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）。共有物の適正な管理又は消毒の徹底等。

推奨される換気の方法

ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）における空気環境の調整に関する基準に適合していれば、必要換気量（一人あたり毎時 30m^3 ）を満たすことになり、「換気が悪い空間」には当てはまらないと考えられます。このため、以下のいずれかの措置を講ずることを商業施設等の管理権原者に推奨いたします。

なお、「換気の悪い密閉空間」はリスク要因の一つに過ぎず、一人あたりの必要換気量を満たすだけで、感染を確実に予防できるということまで文献等で明らかになっているわけではないことに留意していただく必要があります。

① 機械換気(空気調和設備、機械換気設備)による方法

- ビル管理法における特定建築物に該当する商業施設等については、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされていることを確認し、満たされていない場合、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行うこと。
- 特定建築物に該当しない商業施設等においても、ビル管理法の考え方に基づく必要換気量（一人あたり毎時 30m^3 ）が確保できていることを確認すること。必要換気量が足りない場合は、一部屋あたりの在室人数を減らすことで、一人あたりの必要換気量を確保することも可能であること。

ビル管理法における空気調和設備を設けている場合の空気環境の基準

項目	基準
ア 浮遊粉じんの量	0.15 mg/m ³ 以下
イ 一酸化炭素の含有率	100万分の10以下(=10 ppm以下) ※特例として外気がすでに10ppm以上ある場合には20ppm以下
ウ 二酸化炭素の含有率	100万分の1000以下(=1000 ppm以下)
エ 温度	1. 17℃以上28℃以下 2. 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
オ 相対湿度	40%以上70%以下
カ 気流	0.5 m/秒以下
キ ホルムアルデヒドの量	0.1 mg/m ³ 以下(=0.08 ppm以下)

※機械換気設備を設けている場合は、上記の表のアからウまで、カ及びキを遵守する必要がある。

② 窓の開放による方法

- 換気回数※を毎時2回以上（30分に一回以上、数分間程度、窓を全開する。）とすること。
※ 換気回数とは、部屋の空気がすべて外気と入れ替わる回数をいう。
- 空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

換気に当たっての留意点

① 特定建築物に該当する場合

- 特定建築物※¹に該当する商業施設等の管理権原者は、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準に従って当該建築物を維持管理しなければなりません。
- 基準を満たしていない場合※²は、建築物環境衛生管理技術者の意見を尊重して適切な是正措置を講じ、当該建築物が基準を満たすように維持管理しなければなりません。

※¹ ビル管理法における特定建築物とは、興行場、百貨店、集会場、遊技場、店舗等の用途に供される延べ床面積が3,000m²以上の建築物であって、多数の者が使用・利用するものをいいます。

※² 近年、二酸化炭素の含有率の基準を満たしていない特定建築物が多数報告されています。改めて換気設備の点検を行うなど、適切な維持管理を行ってください。

② 特定建築物に該当しない場合

- 特定建築物に該当しない商業施設等の管理権原者についても、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準に従って当該建築物の維持管理するように努めなければならないとされています。
- これを踏まえ、機械換気による場合、換気設備を設計した者や換気の専門業者に依頼し、換気量がどの程度あるかを確認し、一人あたりの必要換気量が確保できるよう、部屋の内部の利用者数の上限を把握するよう努めなければなりません。

熱中症予防に留意した 「換気の悪い密閉空間」を 改善するための換気の方法

換気機能のない冷暖房設備（循環式エアコン）※¹しか設置されていない商業施設等の場合、外気温が高いときに、必要換気量を満たすための換気（30分ごとに1回、数分間窓を全開にする）※²を行うと、ビル管理法で定める居室内の温度および相対湿度の基準（28℃以下・70%以下）※³を維持できないことがあります。

新型コロナウイルス感染症のリスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気と、熱中症予防を両立するため、以下の点に留意してください。

窓を開けて換気する場合の留意点

- 居室の温度および相対湿度を28℃以下および70%以下に維持できる範囲内で、2方向の窓を常時、できるだけ開けて、連続的に室内に空気を通すこと※⁴。
 - この際、循環式エアコンの温度をできるだけ低く設定すること。
 - 1方向しか窓がない場合は、ドアを開けるか、天井や壁の高い位置にある窓を追加で開けること。
- 居室の温度および相対湿度を28℃以下および70%以下に維持しようとすると、窓を十分に開けられない場合は、窓からの換気と併せて、可搬式の空気清浄機を併用※⁵することは換気不足を補うために有効であること。

空気清浄機を併用する際の留意点

- ◆ 空気清浄機は、HEPAフィルタによるろ過式で、かつ、風量が5m³/min程度以上のものを使用すること。
- ◆ 人の居場所から10m²(6畳)程度の範囲内に空気清浄機を設置すること。
- ◆ 空気のだよみを発生させないように、外気を取り入れる風向きと空気清浄機の風向きを一致させること※⁶。

熱中症の予防のためには、こまめな水分補給や健康管理など※⁷にも留意が必要です。

参考

換気機能を持つ冷暖房設備（空気調和設備）がある建築物の場合

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）における**空気環境の調整に関する基準**に適合するように**外気取り入れ量などを調整**することで、**必要換気量（一人あたり毎時30m³）※²を確保しつつ、居室の温度および相対湿度を28℃以下および70%以下※³に維持**してください。

ビル管理法における空気環境の調整に関する基準（抜粋）

項目	基準
二酸化炭素の含有率	100万分の1000以下（＝1000 ppm以下）
温度	1. 17℃以上28℃以下 2. 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
相対湿度	40%以上70%以下

- ※ 1 エアコン本体に屋内空気を取り入れ口がある（換気用ダクトにつながっていない）エアコンは、室内の空気を循環させるだけで、外気を取り入れ機能はないことに注意してください。
- ※ 2 換気の方法の詳細については、リーフレット「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参照してください。
URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf> 
- ※ 3 ビル管理法で定める居室内の温度および相対湿度の基準（28℃以下・70%以下）を維持していれば、軽作業を連続で行う場合の熱中症予防の基準値（暑さ指数（WBGT値）29℃）を超えることはありません。
- ※ 4 窓を開ける幅は、居室の温度と相対湿度をこまめに測定しながら調節してください。また、窓を開けるときは、防犯などにも配慮してください。
- ※ 5 空気清浄機は、換気を補完する目的で使用するものですので、窓を閉めて空気清浄機だけを使用しても十分な効果は得られないことに留意してください。
- ※ 6 間仕切りなどを設置する場合は、空気の流れを妨げない方向や高さとするか、間仕切りなどの間に空気清浄機を設置するなど、空気がよどまないようにしてください。
- ※ 7 熱中症予防対策の詳細については、リーフレット「熱中症予防×コロナ感染防止で「新しい生活様式」を健康に！」を参照してください。
URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000642298.pdf> 

～ 商業施設等の管理者の皆さまへ ～

冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

外気温が低いときに、「換気の悪い密閉空間」を改善する換気と、室温の低下による健康影響の防止を両立するため、以下の点に留意してください。

- ✓ 「換気の悪い密閉空間」は新型コロナウイルス感染症のリスク要因の一つに過ぎず、一人あたりの必要換気量を満たすだけで、感染を確実に予防できるわけではなく、人が密集した空間や密接な接触を避ける措置を併せて実施する必要があります。

推奨される換気の方法

① 窓の開放による方法

換気機能を持つ冷暖房設備※や機械換気設備が設置されていない、または、換気量が十分でない商業施設等は、以下に留意して、**窓を開けて換気**してください。

※ 冷暖房設備本体に屋内空気を取り入れ口がある（換気用ダクトにつながっていない）場合、室内の空気を循環させるだけで、外気を取り入れ機能はないことに注意してください。

- 居室の温度および相対湿度を**18℃以上かつ40%以上**に維持できる範囲内で、**暖房器具を使用**※しながら、**一方向の窓を常時開けて、連続的に換気**を行うこと。

※ 加湿器を併用することも有効です。

- 居室の温度および相対湿度を18℃以上かつ40%以上に維持しようとすると、**窓を十分に開けられない**場合は、窓からの換気と併せて、**可搬式の空気清浄機を併用**すること。

窓開け換気による室温変化を抑えるポイント

- ◆ **一方向の窓を少しだけ開けて常時換気**をする方が、室温変化を抑えられます。窓を開ける幅は、居室の温度と相対湿度をこまめに測定しながら調節してください。
- ◆ 人がいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（**二段階換気**）も、室温変化を抑えるのに有効です。
- ◆ **開けている窓の近くに暖房器具を設置**すると、室温の低下を防ぐことができますが、燃えやすい物から距離をあけるなど、火災の予防に注意してください。

空気清浄機を併用する際の留意点

- ◆ 空気清浄機は、**HEPAフィルタによるろ過式**で、かつ、**風量が毎分5m³程度以上**のものを使用すること。
 - ◆ 人の居場所から**10m²(6畳)程度**の範囲内に空気清浄機を設置すること。
 - ◆ 空気のおどみを発生させないように、外気を取り入れる風向きと空気清浄機の風向きを一致させること※。
- ※ 間仕切り等を設置する場合は、空気の流れを妨げない方向や高さとするか、間仕切り等の間に空気清浄機を設置するなど、空気がよどまないようにしてください。

② 機械換気(空気調和設備、機械換気設備)による方法

必要換気量を満たすことのできる**機械換気設備等が設置された商業施設等**は、以下のとおり換気を行ってください。

- 機械換気設備等の外気取り入れ量等を調整することで、**必要換気量(一人あたり毎時30m³)**を確保すること。
- 冷暖房設備により、居室の温度および相対湿度を**18℃以上かつ40%以上**に維持すること。

参考

必要換気量を満たしているかを確認する方法として、二酸化炭素濃度測定器を使用し、室内の二酸化炭素濃度が1000ppmを超えていないかを確認することも有効です。

- ・ 測定器は、NDIRセンサーが扱いやすいですが、定期的に校正されたものを使用してください。校正されていない測定器を使用する場合は、あらかじめ、屋外の二酸化炭素濃度を測定し、測定値が外気の二酸化炭素濃度(415ppm～450ppm程度)に近いことを確認してください。
- ・ 測定器の位置は、ドア、窓、換気口から離れた場所で、人から少なくとも50cm離れたところにしてください。
- ・ 測定頻度は、機械換気があり、居室内の人数に大きな変動がない場合、定常状態での二酸化炭素濃度を定期的に測定すれば十分です。
- ・ 連続測定は、機械換気設備による換気量が十分でない施設等において、窓開けによる換気を行うときに有効です。連続測定を実施する場合は、測定担当者に測定値に応じてとるべき行動(窓開け等)をあらかじめ伝えてください。
- ・ 空気清浄機を併用する場合、二酸化炭素濃度測定は空気清浄機の効果を評価するための適切な評価方法とはならない※ことに留意してください。

※ HEPAフィルタによるろ過式の空気清浄機は、エアロゾル状態のウイルスを含む微粒子を捕集することができますが、二酸化炭素濃度を下げることはできないためです。